

佐世保工業高等専門学校校舎及び学寮電気工作物保安規程

(平成19年7月1日制定)

佐世保工業高等専門学校校舎及び学寮電気工作物保安規程（平成16年4月1日制定）の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校舎及び学寮における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第2条 本校の電気工作物設置者（以下「設置者」という。）及び電気従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正若しくは前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、電気工作物の保安管理を委託する業者（以下「委託業者」という。）の意見を尊重し決定するものとする。

(保安業務の委託範囲)

第5条 本校の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務のうち、委託業者に委託する業務の範囲については、委託業者との契約により定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の管理)

第6条 本校の電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務は校長が総括管理するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 本校の保安業務のため、必要な事項を委託業者その他関係先に連絡する連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。

2 連絡責任者を定め又は変更した場合は、その氏名、連絡方法等を遅滞なく委託業者に通知するものとする。

3 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、速やかにその氏名、連絡方法等を委託業者に通知するものとする。

4 連絡責任者は、委託業者の行う保安業務に立ち会うものとする。

(発電所担当者)

第8条 発電設備を設置する場合には、次によるものとする。

- 2 日常における発電設備の起動・停止操作等が円滑に行い得る発電所担当者をあらかじめ定めておくものとする。
- 3 発電所担当者を定め又は変更した場合は、その氏名、連絡方法等を遅滞なく委託業者に通知するものとする。
- 4 前項の発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、速やかにその氏名、連絡方法等を委託業者に通知するものとする。
- 5 発電所担当者は、委託業者の行う保安業務に立ち会うものとする。

(設置者の義務)

第9条 電気工作物に係る保安上の重要な事項の決定又は実施にあたっては、委託業者の意見を求めるものとする。

- 2 委託業者が電気工作物に係る保安に関して行う意見を尊重し、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 法令に基づいて九州産業保安監督部長等に提出する書類の内容が、電気工作物の保安に関係のある場合には、その作成及び手続について委託業者の参画のもとに立案し決定するものとする。
- 4 九州産業保安監督部長等が電気関係法令に基づいて行う検査には、委託業者を立合わせるものとする。

(電気従業者の義務)

第10条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、委託業者がその保安のために行う意見を尊重するものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第11条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項について、委託業者の意見を聞いて教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第12条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、委託業者の意見を聞いて必要に応じ演習訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第13条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替及び廃止等をいう）の工事計画を立案するに当たっては、その保安に関し委託業者の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第14条 電気工作物に関する工事を請け負わせる場合には、常に責任の所在を明らかにしておくものとする。

- 2 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、委託業者の監督を受けてこれを実施し、完成した場合には委託業者の検査を受け保安上支障ないことを確認するものとする。

- 3 電気工作物の工事に関する点検と試験については、委託業者に委託する業務に係るものについては委託業者との契約に定めるところにより行い、その他の業務に係るものについては委託業者の意見を求めるものとする。

第5章 使用前自主検査

(法定使用前自主検査)

- 第15条 前条の検査において、法令で使用前自主検査が定められている電気工作物については、使用前自主検査を的確に実施するため、使用前自主検査要領書を作成するものとする。
- 2 使用前自主検査要領書は、技術基準及び関係通達を遵守し、検査の実施に係る組織、方法、工程管理等を適切に定めるものとする。

第6章 保守

(巡視、点検、測定等)

- 第16条 電気従業者は電気工作物の維持及び運用が適切に行われるよう委託業者の指導、助言を受け、日常の巡視を実施するものとする。
- 2 委託業者に委託する電気工作物の点検、測定及び試験等は別表第1によるものとする。
 - 3 電気従業者は、委託業者が行う前項の点検、測定及び試験の業務の実施について協力するものとする。

(技術基準の維持)

- 第17条 巡視、点検、測定及び試験の結果、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の応急措置と再発防止)

- 第18条 電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、連絡責任者は直ちに委託業者その他関係先へ迅速に報告又は連絡し、委託業者の意見を聞いて適切な応急措置を講ずるものとする。
- 2 事故その他の異常の発生原因究明及び再発防止のためにとるべき措置については、委託業者の協力及び助言を求め、必要に応じて臨時点検を行うものとする。

第7章 運転又は操作

(運転又は操作)

- 第19条 平常時及び事故その他の異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作順序及び運転方法について、委託業者の意見を聞いてあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前項及び前条第1項の連絡先等について、受電室等の見やすい場所に掲示しておくものとする。
 - 3 受電用遮断器の操作にあたっては、必要に応じて九州電力株式会社と連絡して行うものとする。
 - 4 系統連携にかかる電気工作物の運転・保守・運用にあたっては、九州電力株式会社と

連携・協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

(発電所の長期運転停止の保全等)

第20条 発電所の運転を長期停止する場合又は再開する場合は、停止した機器の区分を明確にし、点検手入れ等必要な措置を講ずるものとする。

第8章 災害対策

(防災体制)

第21条 非常災害時その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、委託業者等の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(非常災害発生時の措置)

第22条 連絡責任者は、非常災害発生時に直ちに委託業者等に連絡し、その助言を受けるものとする。

2 連絡責任者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の受電の停止及び送電の停止ができるものとする。

3 発電所担当者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の受電の停止及び送電の停止ができるものとする。

第9章 記録

(記録)

第23条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2により次のとおり保存するものとする。

一 巡視、点検、測定及び試験記録 (3年間保存)

二 電気事故に関する記録 (3年間保存)

三 使用前自主検査の結果の記録 (5年間保存)

2 主要電気機器の補修記録は設備台帳(別表第3)に記録し、必要期間保存するものとする。

第10章 責任の分界

(責任の分界点)

第24条 九州電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は電力需給契約に基づく責任分界点とする。

第11章 整備その他

(危険の表示)

第25条 受電室、発電設備その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(備品等の整備、保管)

第26条 電気工作物の保安上必要とする備品等は、委託業者の意見を聞いて整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図等の整備、保存)

第27条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については、必要期間整備保存するものとする。

(手続書類等の保存)

第28条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、その写しを必要期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。